

建設工事における社会保険未加入対策の取組強化について

本市では、下請契約を締結する全ての建設工事において、下請業者の社会保険加入状況を確認し、現在、一次下請業者が社会保険未加入の場合のみ、元請業者を入札参加停止することとしています。

この度、建設事業者の社会保険加入をより一層促進するため、令和元年10月1日以降の発注工事からは、二次以下の下請業者が社会保険未加入の場合についても、元請業者を入札参加停止することとします。

記

1 入札参加停止について

(1) 措置要件

契約違反（入札参加停止期間：1月）

※停止の対象となるのは、建設業許可業者である下請業者が未加入の場合のみです。

※発注者が指定した期限（原則30日間）までに社会保険加入の手続きを行った場合は、契約違反としないものとします。なお、二次以下の下請業者については、元請業者から加入指導を受けており、相当の理由があると認められる場合は、さらに30日間期限を延長することができます。

(2) 対象案件

予定価格が250万円を超える建設工事案件

2 社会保険加入状況確認の流れ

(1) 工事担当課において、次のア、イにより社会保険の加入状況を確認します。

ア 一次下請業者

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

イ 二次以下の下請業者

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」において、社会保険未加入が判明した場合は、併せて元請業者から「社会保険未加入状況報告書」を工事担当課へ提出していただきます。

(3) 下請業者が社会保険未加入業者である場合は、堺市から社会保険担当機関（日本年金機構、大阪労働局）へ通報します。

(4) 下請業者が社会保険未加入であった場合、元請業者に対して、社会保険未加入の下請業者へ加入指導し、加入状況を報告するよう文書で通知します。

(5) 元請業者は、社会保険等未加入であった下請業者における社会保険等の加入状況について、提出期限内に工事担当課へ報告します。

(6) 工事担当課は、(5)の状況について、契約課へ報告します。

(7) (5)の提出期限を超えてもなお、下請業者が社会保険等に加入しなかった場合、元請業者を入札参加停止します。

3 適用時期

令和元年10月1日以降の発注工事から適用します。